

## 別表六（二十二）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置  
法第42条の11の3第2項《地方活力向上地域等にお  
いて特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控  
除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」

の欄は、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規  
定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧  
縮額を積立金として積み立てる方法により経理した  
ときは、その経理した金額を記載します。